

分譲マンション共用部分改修 費用の助成をご利用ください

大切なマンションの資産価値を維持し、建物や設備を長く快適に使用していくためには、定期的な大規模修繕工事を行う必要があります。しかし、修繕工事には多額の費用がかかります。

レベーターの耐震改修工事
・防火水槽の設置

対象となる工事

・壁面の改修

・鉄部の塗装・取替え

・屋上・バルコニー・外部共用廊下の防水

・給排水管の更正・取替え

・防災対策工事

・受水槽・高架水槽の耐震型への取替え

・受水槽・高架水槽への感震器連動型止水弁の設置

・エレベーターへの地震時管制運転装置の設置

・昇降機耐震設計・施工指針(二〇〇九年版)に基づく工

・設計費用

・工事費用

・設計費用

・工事費用

・設計費用

・工事費用

・設計費用

・工事費用

・設計費用

・工事費用

・設計費用

・工事費用

・設計費用

・工事費用

・設計費用

・工事費用

・設計費用

・工事費用

・設計費用

・工事費用

・設計費用

・工事費用

・設計費用

・工事費用

・設計費用

・工事費用

・設計費用

・工事費用

若年期からの生活習慣 病予防事業のご案内

30・35(サンマル・サンGO!)健康チェック

生涯にわたり健康な生活を送るため、三十歳と三十五歳の方を対象として、生活習慣病予防の健康教育と健康診断を併せて行う「30・35(サンマル・サンGO!)健康チェック」を五月より実施します。

対象の方には、個別に通知を送付します(別表2参照)。

ママの健康チェック
産後の母親の健康保持やこ

家族の健康づくりのため、一歳未満のお子さんの母親を対象に、健康教育と健康診断を併せて行う「ママの健康チェック」を五月より実施します。

共通

日時・対象・申込方法など

別表1のとおり

◎詳しくはお問合せください。

※問合せ先

中央区保健所健康推進課

防係

☎(3541)5930

別表1 健康チェックの概要

	30・35健康チェック (サンマル・サンGO!健康チェック)	ママの健康チェック
実施日	5月22日(火)、6月29日(金)、7月24日(火)、9月25日(火)、10月12日(金)、11月27日(火)、平成25年1月22日(火)、2月8日(金)、3月8日(金) ◎30・35健康チェックは対象により実施時期が異なります。	生後4カ月から1歳未満のお子さんの母親(1年以内に健診を受けた方を除く)
時間	受付時間 午前8時45分～9時15分 (所要時間は2時間30分程度)	受付時間 午後1時15分～1時45分 (所要時間は2時間30分程度)
会場	中央区保健所	
対象	別表2のとおり	生後4カ月から1歳未満のお子さんの母親(1年以内に健診を受けた方を除く)
内容	健康教育(食生活、お口の健康、運動の実技、心の健康)	健康教育(食生活、お口の健康、運動の実技、プレ更年期)
定員	45名(先着順)	35名(先着順)
託児	託児付(定員あり・予約制)	検査時のみ託児付(予約制)
費用	無料	1,000円
申込方法	実施日の1週間前までに電話で申込む。	
受付期間	・前期 4月23日(月)～10月5日(金) ・後期 9月24日(月)～平成25年3月1日(金)	4月23日(月)から開始

別表2 30・35健康チェックの対象者と通知・実施時期

通知時期	35歳の対象者	30歳の対象者	実施時期
前期	4月中旬 昭和51年4月1日～9月30日生	昭和56年4月1日～9月30日生	5月から10月の実施日
後期	9月中旬 昭和51年10月1日～昭和52年3月31日生	昭和56年10月1日～昭和57年3月31日生	10月から3月の実施日

別表3

事業名	利用できる方	内容
一般相談	障害のある方、その家族など	生活・進路・健康に関する相談・指導
こどもの発達相談・指導	0歳から高校生以下で、心身の発達上の相談・指導を必要とする児童・家族など	相談・指導 ・心理療法 ・理学療法 ・作業療法 ・言語療法 ・グループセラピー
障害児一時預かり事業	日中において特別に支援などが必要な区内在住の小学校から高校生までの障害児(ただし、医療的なケアが必要な障害児を除く)	放課後や夏休みなどにおける一時預かり
児童発達支援	就学前の児童	障害児通所支援の支給決定を受けた方 ・日常生活訓練 ・集団適応訓練
自立訓練(機能訓練)	65歳未満の身体に障害のある方(ただし、言語療法のみ65歳以上も可)	障害福祉サービスの支給決定を受けた方 ・機能回復訓練 ・理学療法、作業療法、言語療法 ・社会適応訓練 ・健康指導
就労継続支援(B型)	18歳以上の障害のある方(主に知的障害のある方)	就業に必要な作業および生活指導
地域活動支援センター	成人室	18歳以上で身体・知的に障害のある方 ・生活訓練 ・社会適応訓練
	機能訓練フォローアップ事業	福祉センターの自立訓練を終了した、身体に障害のある方 ・機能回復訓練 ・理学療法、言語療法(音楽療法)

別表4

室名	定員	利用できる方
第一会議室(洋室)	60名	区内に居住している障害のある方および保護者 ・区内の障害者団体 ・区内の障害者ボランティア団体
第二会議室(洋室)	30名	
録音室	-	
対面朗読室	-	
団体・ボランティア室(洋室)	-	

・仕事の提供について
ふれあい作業所
☎(3532)1577
☎(3532)1568
FAX(3532)1568

※問合せ先
福祉センター管理係
☎(3545)9311
☎(3544)0888
FAX(3544)0888

福祉センター作業室就労継続支援(B型)およびふれあい作業所では、簡易な仕事を募集しています。また、内職として家庭でできる仕事も募集しています。

福祉センター作業室就労継続支援(B型)およびふれあい作業所では、簡易な仕事を募集しています。また、内職として家庭でできる仕事も募集しています。

福祉センター作業室就労継続支援(B型)およびふれあい作業所では、簡易な仕事を募集しています。また、内職として家庭でできる仕事も募集しています。

家庭または公衆浴場での入浴が困難な障害のある方に、家族などの介助により入浴できる浴室を提供しています。利用は、一人週一回です。内職あつせん

福祉センター 利用案内

福祉センターでは、障害のある方の福祉の増進を図るため、相談・指導・訓練事業や各種講習会の開催および施設の提供などを行っています。各種相談および訓練

別表3のとおり

講習・講座
障害のある方の趣味と教養を高めるとともに、障害に対する理解を深め、相互の交流を図るため、書道、陶芸、茶

別表4のとおり

平日のほか土・日曜日、夜間(日曜日を除く)も利用できます。

施設の提供

・会議室など
・浴室

道、気功、要約筆記および手話などの講習・講座を行っています。

講習会の日程などはその都度お知らせします。

福祉センターでは、障害のある方の福祉の増進を図るため、相談・指導・訓練事業や各種講習会の開催および施設の提供などを行っています。

各種相談および訓練

別表3のとおり

講習・講座
障害のある方の趣味と教養を高めるとともに、障害に対する理解を深め、相互の交流を図るため、書道、陶芸、茶